

福井県救急医療電話相談業務 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル（企画提案）方式により、福井県救急医療電話相談業務における委託事業者を選定するに当たり必要な事項を定め、提案内容を総合的に評価した上で、最も優れた者を受託者として選定するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

福井県救急医療電話相談業務

(2) 契約期間

令和7年4月1日0時 から 令和7年10月1日0時 まで

(3) 業務内容

「福井県救急医療電話相談業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 提案上限額

金 19, 418 千円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県救急医療電話相談業務する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受審する資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。ただし、本県内に事業所等を有しないとき、県税についてはこの限りでない。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合（ただし、別途指示した場合を除く。）
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (10) その他著しく信義に反する行為があった場合

5 提出書類

- (1) 受審資格認定申請に関する資料 各1部

企画提案書を提出しようとする者は、受審に当たり次の資料を提出し、認定を受けなければならない。

- ① 受審資格認定申請書（様式1－1）
- ② 会社概要書（様式1－2）
- ③ 構成員調書（様式1－3）※ 共同事業体で参加する場合に限る。
- ④ 受審資格要件確認書（様式1－4）
- ⑤ 業務履行に関する確約書（様式1－5）
- ⑥ 納税証明書（写し）（3か月以内に取得したもの）

- ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）

※本県内に事業所等を有しないときは、県税にかかる滞納がない旨の証明書類の添付は不要

- ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（税務署）

⑦ 代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で可）

(2) 企画提案に関する資料 各15部（ただし、電子媒体は1部で可）

① 企画提案書（様式任意）

ただし、別紙「企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

② 経費見積書（#7119事業・#8000事業それぞれについて、金額および各費目の内訳を明示すること。管理費など両事業で共通する経費で明確に区分できない費目は、按分等の方法により区別し計上すること。）

③ ①および②を収録した電子媒体（PDFなど汎用的なデータ形式で収録すること）

6 提出方法等

(1) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ただし、電子データをメール添付により提出する場合、上記5(2)③に記載する電子データを収録した媒体を別途提出する必要はない。

(2) 提出期限

ア 受審資格認定申請に関する資料

令和7年2月17日（月）17時まで（必着）

イ 企画提案に関する資料

令和7年2月28日（金）17時まで（必着）

※ 提出後における資料の追加および変更は認めない。（ただし、当方が指示した場合を除く。）

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局 地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346（直通）

E-mail：iryou@pref.fukui.lg.jp

7 質問の受付および回答

(1) 本委託業務の受審資格に関する質問事項

令和7年2月17日（月）12時までに電子メールで**様式2**を提出すること。

○ 提出先：iryou@pref.fukui.lg.jp

- (2) 受審資格に関する質問（上記(1)）への回答
原則電子メールにより質問者あて隨時行う。
- (3) 本委託業務に関する質問事項
令和7年2月17日（月）12時までに電子メールで**様式3**を提出すること。
○ 提出先：iryou@pref.fukui.lg.jp
- (4) 本委託業務に関する質問（上記(3)）への回答
令和7年2月19日（水）までに電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

8 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和7年2月18日（火曜）までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。ただし、迅速性の観点から、書面に先立ち電子メール等の方により通知する場合がある。

9 契約候補先の選定

- (1) 選定委員会の開催
選定委員会において提出された企画提案書等に基づき審査する。
- (2) 審査方法
参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託先候補者として選定する。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。
選定審査の日時や方法等の詳細については、別途通知する「福井県救急医療電話相談業務プロポーザル選定委員会実施要領」のとおりとする。
- (3) 審査結果の通知
結果については、採否にかかわらず提案者全員に通知する。
なお、審査結果の異議申立ては受け付けない。
- (4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
ア 選定されなかった提案者は、その理由について説明を求めることができる。希望する者は、書面によりその理由について説明を求めることができるものとし、審査結果通知があった日から7日以内に請求の趣旨・内容等を記載した書面（様式任意）を上記6(3)記載の宛先まで提出すること。
イ 県は、説明を求める提案者に対して、速やかに書面により回答する。
- (5) 企画提案の変更
採用となった企画提案については、選定事業者との協議の上、変更する場合がある。

(6) 選定の効力

本選定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生じるものとする。

10 スケジュール（再掲含む。）

・ 募集期間	2月 7日（金）～2月28日（金）17時
・ 受審認定に係る質問受付期間	2月 7日（金）～2月17日（月）12時
・ 資格認定結果通知	2月18日（火）までに行う
・ 不認定に係る理由の開示	不認定通知後～2月21日（金）17時
・ 企画提案に係る質問受付期間	2月 7日（金）～2月17日（月）12時
・ 企画提案書提出締切	受審資格認定通知後～2月28日（金）17時
・ 審査委員会	3月 7日（金）19時～【予定】
・ 審査結果通知	3月10日（月）以降
・ 契約締結日	4月 1日（火）

※ 上記日程は全て令和7年

11 審査委員会（再掲含む。）

(1) 日 時

令和7年3月7日（金）19時～（※終了時刻未定）

(2) 場 所

福井県庁舎内（福井県福井市大手3丁目17-1）

(3) 審査方法（予定）

- ・対面によるプレゼンテーション形式
- ・持ち時間は、企画説明10分間、委員からの質疑応答10分間の計20分間
- ・配点については別紙のとおり

※ 以上の内容は、公告時点のものであり今後変更になる可能性がある。

当日の参考時間や場所などの詳細については、対象事業者に別途通知する。

12 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出資料は返却しない。

13 問合せ先

上記6(3)（提出先）と同じ

審査項目	配点	主な審査内容
①事業実施体制	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間で、同種・同類の業務に関する運営実績 ・人員配置や電話回線数等の設備の適切さ ・配置する人員のキャリア ・委託者への報告・連絡体制、相談者からの苦情・意見への対応、インシデント事象発生時の対応体制 ・日々の相談対応に係る記録の管理、応答率や緊急度判定に必要なデータの収集・管理、報告体制
②品質向上に 係る取組	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で求める研修全体の実施体制（スケジュール、プロセスなど） ・福井県の地域特性を理解するための研修（地域研修）の精度 ・受療行動・満足度調査のスキーム、分析・評価提案、回答率向上を図るための具体的な取組 ・相談対応の均質化を図るための具体的な取組、検証やフィードバックに係る体制・方法
③全体評価 (加点事由)	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して、「優れた提案」や「良い取組」を認める場合に委員の裁量で加点
④価格	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対して必要な経費が適切に見積りとなっているか。
合計 (①～④の合計)	100点	